

病院群輪番制病院施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、地域住民の救急医療を確保するため、土曜日（休日を除く。）日曜日、休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を輪番制により行う病院（以下「病院群輪番制病院」という。）の開設者に対して、病院群輪番制病院施設整備事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和 55 年浜松市規則第 17 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象及び補助額)

第 2 条 別表に掲げるとおりとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者には、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成 24 年浜松市条例第 81 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前 3 号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類 各 3 部

ア 交付申請書（様式第 1 号）

イ 事業計画書（様式第 2 号）

ウ 経費所要額調べ（様式第 3 号）

エ 収支予算書（様式第 4 号）

オ 工事設計書及び工事仕訳書

カ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（地方税法に規定する特別徴収義務者に該当する場合）

キ 市税納付・納入確認同意書（様式 5 号）

ク 暴力団排除に関する誓約書（様式第 6 号）

(2) 提出期限

別に定める日までとする。

(交付の条件)

第 4 条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で次のいずれかに該当するとき

(ア) 建物の設置場所の変更

(イ) 建物の規模、構造又は用途の変更

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の 20 パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終了後 10 年間保管しておかななければならないこと。
- (7) 補助金交付申請予定額を別表に掲げる補助率で除して得た額が 1 億円以上の施設整備を行う場合には、市が行う契約手続の取扱いに準拠し、競争入札を行わなければならないこと。
- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (9) 市税を完納していること。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、第3条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金交付額決定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第6条 補助金の変更の承認申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

提出書類 各3部

- ア 変更承認申請書（様式第8号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更経費所要額調べ（様式第3号）
- エ 変更収支予算書（様式第4号）
- オ 工事設計図及び工事仕訳書

(遂行状況の報告)

第7条 補助事業者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 提出書類 3部
事業遂行状況報告書（様式第9号）
- (2) 提出期限
当該年度の12月31日現在における遂行状況を1月14日まで

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 提出書類 各3部

- ア 実績報告書（様式第 10 号）
- イ 事業実績書（様式第 2 号）
- ウ 経費所要額精算書（様式第 3 号）
- エ 収支決算書（様式第 4 号）
- オ 補助事業完了後の建物の全景及び補助対象施設の概要を示す写真
- カ 契約書の写し
- キ 補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）
- ク 工事設計図及び工事仕訳書
- ケ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 3 項の規定による検査済証の写し

(2) 提出期限

補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日（第 4 条の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から起算して 30 日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日まで。

（補助金の額の確定）

第 9 条 市長は、第 8 条の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、その額を確定し、補助金の交付確定通知書（第 11 号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求の手続き）

第 10 条 補助事業者は、補助事業完了後、確定通知書を受領したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類 1 部

請求書（様式第 12 号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日まで。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第 11 条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第 13 号による消

費税仕入控除税額等報告書により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表

補助の対象			補助額
事業の区分	補助対象経費	補助基準額	
病院群輪番制病院施設整備事業	<p>病院群輪番制病院として必要な次の各部門の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費について、当該補助に要する経費</p> <p>診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室・心臓病専用病室（CCU）・脳卒中専用病室（SCU））、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p>	<p>次に掲げる基準面積に、次に掲げる基準単価と建築単価とを比較していずれか少ない単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準面積 150 平方メートル（ただし、特別に必要がある場合は 300 平方メートルを限度とする。）</p> <p>(2) 基準単価 鉄筋コンクリート造 1 平方メートル 当たり 175,600 円</p>	<p>補助対象経費の欄に掲げる工事費又は工事請負費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額（算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）以内</p>
	<p>心臓病専用病室（CCU）として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費について、当該補助に要する経費</p> <p>病棟（心臓病専用病室（CCU）廊下、便所、暖冷房、附属設備等）</p>	<p>次に掲げる基準面積に、次に掲げる基準単価と建築単価とを比較していずれか少ない単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準面積 15 平方メートル × 心臓病専用病床数（ただし、2 床を限度とする。）</p> <p>(2) 基準単価 鉄筋コンクリート造 1 平方メートル 当たり 175,600 円</p>	
	<p>脳卒中専用病室（SCU）として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費について、当該補助に要する経費</p> <p>病棟（脳卒中専用病室（SCU）廊下、便所、暖冷房、附属設備等）</p>	<p>次に掲げる基準面積に、次に掲げる基準単価と建築単価とを比較していずれか少ない単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 基準面積 15 平方メートル × 脳卒中専用病床数（ただし、2 床を限度とする。）</p> <p>(2) 基準単価 鉄筋コンクリート造 1 平方メートル 当たり 175,600 円</p>	

様式第 1 号

病院群輪番制病院施設整備事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

浜松市長

所在地
名 称
代表者

年度において病院群輪番制病院施設整備事業を実施したいので、補助金を
交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の種類
- 2 交付申請額 円
- 3 事業の目的

(注) 消費税仕入控除税額等がある場合は、次のように記載する。

- 1 事業の種類
- 2 交付申請額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円
- 3 事業の目的

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

事業の名称						補助対象外事業分					
開設者（設置者）		施設名		所在地							
1 施設の規模及び構造等											
敷地の状況		敷地面積 m ² （自己所有地、借地、買入（予定）地の別）									
事業の種別		（新築、増築、改築の別）									
建物の構造及び面積		（ 造）階建		建築面積 m ²							
				延べ面積 m ²							
2 施工状況							小計				
工事の施工方法		（直営、請負の別）					合計				
施工期間		着工 年 月 日～竣工 年 月 日				4 財源内訳					
3 整備費内訳						区分	金額		備考		
区分	費目	面積	単価	金額		円		(内訳)			
補助対象事業分		m ²	円	円		(1)市補助金					
						(2)地方債					
						(3)寄附金					
						(4)その他					
						計					
小計						5 その他 参考事項					

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

経費所要額調べ（変更経費所要額調べ、経費所要額精算書）

（事業者名）

事業分類	事業区分	施設の名称	別表の補助基準額の欄に掲げる基準額 (A)	別表の補助対象経費の欄に掲げる工事費又は工事請負費の実支出予定額 (B)	選定額 (C)	総事業費から寄付金その他収入額を控除した額 (D)	補助基礎額 (E)	既存病床割合による調整率 (F)	補助率 (G)	市補助所要額 (E) × (F) × (G) / 1,000 = (H)	新規・継続の別	備考
			円	円	円	円	円			千円		
										小計		
										小計		
										小計		
										小計		
										小計		
合計												

（作成要領）

- 「事業分類」欄は、市が記入。
- 「事業区分」欄には、事業名を記入すること。
- 「選定額」(C)欄には、別表の補助基準額の欄に掲げる額(A)と別表の補助対象経費の欄に掲げる対象経費の実支出予定額(B)を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「補助基礎額」(E)欄には、選定額(C)と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額(D)を比較して少ない方の額を記入すること。
- (F)欄には1.00を、(G)欄には別表に掲げる補助率をそれぞれ記入すること。
- 「新規・継続の別」欄には、次に該当するものを記入すること。
・今年度新たにを行う事業 「新規」 ・前年度以前において国庫補助を受け、今年度においても継続整備される事業 「継続」
- 「備考」欄は記入しないこと。
- なお、算定に当たっては病院、事業ごとに1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 変更経費所要額調べの場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記入すること。

様式第4号

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 書 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	予 算 書 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		算 出 基 礎
			増	減	
	円	円	円	円	

（注）変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第5号

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、病院群輪番制病院設備整備事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 病院群輪番制病院設備整備事業費補助金

様式第6号

暴力団排除に関する誓約書

浜松市看護師養成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

浜松市指令健医第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

補助金の交付額決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった病院群輪番制病院施設整備事業の補助金として次のとおり条件を付して補助します。

金		百万			千			円

記

- 条件
- 1 補助金は当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助事業を中止し又はその内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認をうけること。
 - 3 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告してその指示をうけること。
 - 4 補助事業の事業運営、経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 5 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - 6 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - 7 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - 8 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
 - 9 条件5、条件6及び条件7のほか、規則の各規定に基づく市長の指示に従うこと。

様式第8号

病院群輪番制病院施設整備事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

浜松市長

所在地
名 称
代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた病院群輪番制病院施設整備費補助金の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の種類
- 2 計画変更の理由
- 3 変更の内容

事業遂行状況報告書

開設者（設置者）	施設名	所在地

1 事業施行状況 (年 12月 31日現在)

区分	施工面積	工事施工率	金額	備考
自 年 月 日 至 年 12月 31日 現在竣工量	m ²	%	円	
自 年 月 日 至 年 月 日 まで竣工見込量				
計				

竣工見込量については、本報告書提出後1か月ごとの竣工量を記入すること。

2 工事進捗状況 (年 12月 31日現在)

工事名	年				年								
	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日
設計事務	(100%)												
入札事務	(100%)												
整地工事	(100%)												
基盤工事	(100%)												
工事	(90%)												

- 1 工事予定を点線の棒線で示し、その上に工事進捗状況を実線の棒線で示すこと。
- 2 工事名ごとに工事進捗状況（出来高）を%をもって示すこと。

3 繰越予定状況

請負契約額	年度内完成（見込）				繰越予定		繰越予定
	年 12月 31日現在		年度末現在（見込）		円	%	
（全体契約額） 円	円	%	円	%	円	%	
（内県費補助金分） 円							

請負契約額欄の（内県費補助金分）は、交付決定額を記入すること。

様式第 10 号

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

浜松市長

所在地
名 称
代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた病院群輪番制病院施設整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第11号

浜 健 医 第 号
平 成 年 月 日

様

浜松市長

補 助 金 の 交 付 確 定 通 知 書

平成 年 月 日付けの補助事業完了報告書を審査の結果、次の金額
を病院群輪番制病院施設整備事業の補助金として確定いたします。

¥	百万			千			円
---	----	--	--	---	--	--	---

様式第12号

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた病院
群輪番制病院施設整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜松市長

所在地

名 称

代表者

口座振替先金融機関名

口座種別

様式第 13 号

消費税仕入控除税額等報告書

第 号

年 月 日

浜松市長

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた病院群輪番制
病院施設整備事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり
報告します。

- 1 事業の種類
- 2 補助金の確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 3 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等
金 円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等
金 円
- 5 補助金返還相当額 (4 の額から 3 の額を差し引いた額)
金 円